多量排出事業者処理計画及び実施状況報告の提出について（記入要領）

廃棄物処理法及び県条例に基づき、多量排出事業者は、毎年６月30日までに、産業廃棄物の処理計画書及び実施状況報告書を知事に提出することが義務付けられています。

１　報告様式について

○処理計画書及び実施状況報告書の法定様式（様式第二号の八等）は、記載欄が小さいなどの制約がありますので、次表に掲げる書類（別紙１～別紙４等）を併せて提出してください。

　なお、別紙に記載した内容は、法定様式に重複記載する必要はありません。

○エクセル形式の電子データで提出してください。

○記入にあたっては、Ｐ４の「排出量等の項目の説明」を参考にしてください。

　○処理計画の策定や実施状況報告の作成に当たっては、環境省の「策定マニュアル」を参考にしてください。

(1)法定義務者（法－産業廃棄物）

産業廃棄物の排出量が年間1,000ｔ以上の事業場

ア　産業廃棄物処理計画書

（令和６年度一年間の産業廃棄物の排出量が1,000t以上の事業場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 様式名 | 記載方法等 |
| １ | 様式第二号の八 | ・第１面の「年月日」、「提出者の住所、氏名、電話番号」、「事業場の名称、所在地」、「計画期間」の項目を入力。  ・第１面の「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」及び第２面から第５面の産業廃棄物の処理等に関する事項欄には「別紙１、２のとおり」と入力。 |
| ２ | 別紙１  (産業廃棄物量) | ・「排出量」等の10項目について、「現状」と「計画」の量を入力。  （合計欄は必ず記入。排出しない産業廃棄物の種類の欄は、空欄。） |
| ３ | 別紙２-参考様式  (取組実績・取組予定) | ・任意の様式でも結構です。 |

イ　産業廃棄物処理計画実施状況報告書

　（令和６年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 様式名 | 記載方法等 |
| １ | 様式第二号の九 | ・第１面の「年月日」、「提出者の住所、氏名、電話番号」、「事業場の名称、所在地、事業の種類、産業廃棄物処理計画における計画期間」を入力。  ・「産業廃棄物処理計画における目標値」の項目には、「別紙４のとおり」と入力。  ・第２面には、「別紙３のとおり」と入力。 |
| ２ | 別紙３  (実績値) | ・第２面に記載することとされている産業廃棄物の種類ごとの「排出量」等14項目の実績値を、別紙３-その１に入力。  （合計欄は必ず記入。排出しない産業廃棄物の種類の欄は、空欄。） |
| ３ | 別紙４ | ・「目標値」は、「前年度に提出した産業廃棄物処理計画の計画値」から転記。  ・「実績値」は、別紙３-その２(自動計算)から転記。 |

(2)法定義務者（法－特別管理産業廃棄物）

特別管理産業廃棄物の排出量が年間50ｔ以上の事業場

ア　特別管理産業廃棄物処理計画書

（令和６年度一年間の特別管理産業廃棄物の排出量が50t以上の事業場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 様式名 | 記載方法等 |
| １ | 様式第二号の十三 | ・第１面の「年月日」、「提出者の住所、氏名、電話番号」、「事業場の名称、所在地」、「計画期間」の項目を入力。  ・第１面の「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」及び第２面から第５面の特別管理産業廃棄物の処理等に関する事項欄には「別紙５、６のとおり」と入力。 |
| ２ | 別紙５  (産業廃棄物量) | ・「排出量」等の10項目について、「現状」と「計画」の量を入力。  ・電子情報処理組織の使用に関する事項については「現状」の量のみを入力。  （合計欄は必ず記入。排出しない産業廃棄物の種類の欄は、空欄。） |
| ３ | 別紙６-参考様式  (取組実績・取組予定) | ・任意の様式でも結構です。 |

イ　特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

（令和６年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 様式名 | 記載方法等 |
| １ | 様式第二号の十四 | ・第１面の「年月日」、「提出者の住所、氏名、電話番号」、「事業場の名称、所在地、事業の種類、特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間」を入力。  ・「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の項目には、「別紙８のとおり」と入力。  ・第２面には、「別紙７のとおり」と入力。 |
| ２ | 別紙７  (実績値) | ・第２面に記載することとされている特別管理産業廃棄物の種類ごとの「排出量」等14項目の実績値を、別紙７-その１に入力。  （合計欄は必ず記入。排出しない産業廃棄物の種類の欄は、空欄。） |
| ３ | 別紙８ | ・「目標値」は、「前年度に提出した特別管理産業廃棄物処理計画の計画値」から転記。  ・「実績値」は、別紙７-その２から転記。 |

(3)条例義務者（条例－産業廃棄物）

産業廃棄物の排出量が年間500ｔ以上1,000t未満の事業場

ア　産業廃棄物処理計画書

（令和６年度一年間の産業廃棄物の排出量が500t以上1,000t未満の事業場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 様式名 | 記載方法等 |
| １ | 様式第２１号 | ・第１面の「年月日」、「提出者の住所、氏名、電話番号」、「事業場の名称、所在地」、「計画期間」の項目を入力。  ・第１面の「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」及び第２面から第５面の産業廃棄物の処理等に関する事項欄には、「条例別紙１、２のとおり」と入力。（第５面まで） |
| ２ | 条例別紙１  (産業廃棄物量) | ・「排出量」等の10項目について、「現状」と「計画」の量を入力。 |
| ３ | 条例別紙２-参考様式  (取組実績・取組予定) | ・任意の様式でも結構です。 |

イ　産業廃棄物処理計画実施状況報告書

（令和６年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業場）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 様式名 | 記載方法等 |
| １ | 様式第２２号 | ・第１面の「年月日」、「提出者の住所、氏名、電話番号」、「事業場の名称、所在地、事業の種類、産業廃棄物処理計画における計画期間」を入力。  ・「産業廃棄物処理計画における目標値」の項目には、「条例別紙４のとおり」と入力。  ・第２面には、「条例別紙３のとおり」と入力。 |
| ２ | 条例別紙３  (実績値) | ・第２面に記載することとされている産業廃棄物の種類ごとの「排出量」等14項目の実績量については、条例別紙３に入力。 |
| ３ | 条例別紙４ | ・「目標値」は、「前年度に提出した産業廃棄物処理計画の計画値」から転記。  ・「実績値」は、条例別紙３-その２から転記。 |

２　提出方法

処理計画書及び実施状況報告書は、次のいずれかの方法で提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 具体的な提出方法 |
| 電子媒体の提出 | Excelファイル等をCD-R等の電子媒体に保存し、管轄の県厚生環境事務所に提出する。 |
| インターネットを利用した提出 | 広島県電子申請システムにより提出 |

３　提出先

各事業場等の所在地を管轄する県厚生環境事務所へ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所（提出先） | 担当区域 | 電話番号 |
| 西部厚生環境事務所　環境管理課  〒738-0004　廿日市市桜尾二丁目２番６８号 | 大竹市、廿日市市 | 0829-32-1181 |
| 西部厚生環境事務所　広島支所  衛生環境課　環境管理係  〒730-0011　広島市中区基町１０番５２号 | 府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、北広島町、安芸太田町 | 082-228-2111  (内線5536～5539) |
| 西部厚生環境事務所　呉支所　衛生環境課  〒737-0811　呉市西中央一丁目３番２５号 | 江田島市 | 0823-22-5400 |
| 西部東厚生環境事務所　環境管理課  〒739-0014　東広島市西条昭和町１３番１０号 | 竹原市、東広島市、大崎上島町 | 082-422-6911 |
| 東部厚生環境事務所　環境管理課  〒722-0002　尾道市古浜町２６番１２号 | 三原市、尾道市、世羅町 | 0848-25-2011 |
| 東部厚生環境事務所　福山支所  衛生環境課　環境管理係  〒720-8511　福山市三吉町一丁目１番１号 | 府中市、神石高原町 | 084-921-1311 |
| 北部厚生環境事務所 環境管理課  〒728-0013　三次市十日市東四丁目６番１号 | 三次市、庄原市 | 0824-63-5181 |

４　提出にあたっての注意事項

○　製造業等の方

　　　製造業等の方で、事業所の所在地が広島市、呉市、福山市内のいずれかにある場合はそれぞれの市へ提出してください。

○　建設業等の方

　　　建設業等の方で、広島市、呉市、福山市の３市以外の区域に作業所（現場）があり、当該作業所（現場）を総括的に管理している支店等の所在地が３市のいずれかにある場合は、支店等で取りまとめたのち、支店等の所在地の県厚生環境事務所（広島市は西部厚生環境事務所広島支所、呉市は西部厚生環境事務所呉支所、福山市は東部厚生環境事務所福山支所）へ提出してください。

　　　なお、３市以外の区域にある作業所（現場）が１箇所の場合は、作業所（現場）の所在地を管轄する県厚生環境事務所へ提出していただいても構いません。

＜参考＞

排出量等の項目の説明

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 項目の説明 | 処理  計画 | 実施状況  報告 |
| ① | 排出量 | 当該事業場において生じた産業廃棄物の量 | ○ | ○ |
| ② | 自ら直接再生利用した量 | ①の量のうち、中間処理せず直接自ら再生利用した量 | ○ | ○ |
| ③ | 自ら直接埋立処分（又は海洋投入処分）した量 | ①の量のうち、中間処理せず直接自ら埋立処分（又は海洋投入処分）した量 | ○ | ○ |
| ④ | 自ら中間処理した量 | ①の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量 |  | ○ |
| ⑤ | ④のうち熱回収を行った量 | ④の量のうち、熱回収を行った量 | ○ | ○ |
| ⑥ | 自ら中間処理した後の残さ量 | 自ら中間処理をした後の量 |  | ○ |
| ⑦ | 自ら中間処理により減量した量 | ④の量から⑥の量を差し引いた量 | ○ | ○ |
| ⑧ | 自ら中間処理した後、再生利用した量 | ⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量 | ○ | ○ |
| ⑨ | 自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 | ⑥の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 | ○ | ○ |
| ⑩ | 全処理委託量（直接及び自ら中間処理後の処理委託量） | 中間処理及び最終処分を委託した量 | ○ | ○ |
| ⑪ | ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 | ⑩の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物処理法施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量 | ○ | ○ |
| ⑫ | ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 | ⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量   |  | | --- | | 【再生利用業者】  ・破砕、乾燥、堆肥化などの中間処理により、いわゆるリサイクルを行う業者  ・法第15条の４の２の再生利用認定の有無は問いません。 | | ○ | ○ |
| ⑬ | ⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量 | ⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者（法第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量 | ○ | ○ |
| ⑭ | ⑩のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 | ⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量   |  | | --- | | 【認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者】  例：認定を受けた業者以外で、焼却の廃熱を利用したボイラー等の設備を有する業者 | | ○ | ○ |

　　（注）表中の○は、記載が必要な項目。



Ｑ＆Ａ（環境省HP　http://www.env.go.jp/recycle/waste\_law/kaisei2010/qa.html　から一部を抜粋）

|  |  |
| --- | --- |
| Q1 | 様式第２号の９及び第２号の14の第２面中「実績値」の欄には何を記載するのですか。 |
|  | 第２面中の表に記載した数字に対応した数値を記載します。そのため、例えば実績値の欄の「[1]排出量」の項目には表中の「[1]排出量」に記載した値と同じ値を記載することとなります。 |
| Q2 | 行政庁は、インターネットによる公表をいつまでの間行うこととなりますか。 |
|  | 翌年度の計画又は報告が出てくるまでです。翌年度の排出量が1,000トン※未満で、計画又は報告の対象とならなかった場合、１年間（当該年度に作成した計画については、10月１日から翌年６月30日まで）公表することが考えられます。 |
| Q3 | 翌年度の排出量が1,000トン※未満であったとしても、計画の計画期間が５年間だった場合、行政庁は５年間公表し続けることが必要ですか。 |
|  | 不要です。仮に計画の計画期間を５年間とした場合であっても年度ごとに計画を作成する必要があり、公表の義務がかかるのは各年度分のみとなります。 |
| Q4 | 処理計画書において、「優良認定処理業者への処理委託量」及び「認定熱回収業者への処理委託量」を記載することとなっています。しかし、これらの認定制度は平成23年４月１日より開始されたばかりであり、認定業者数も少ないことから、処理計画書の作成時点において、これらの業者への処理委託量を記載することは困難です。どのように記載すればよいでしょうか。 |
|  | 例えば、「優良認定処理業者への処理委託量」欄及び「認定熱回収業者への処理委託量」欄には、「－」又は「０」と記載し、必要があれば、その下の「（今後実施する予定の取組）」欄に、検討中の取組内容を記載していただくことが考えられます。 |
| Q5 | 処理計画書及び実施状況報告書の様式中、「再生利用業者への処理委託量」及び「認定熱回収業者への処理委託量」を記載することとなっています。認定熱回収業者に処理を委託した場合には、サーマル・リサイクルがなされていることから、当該業者への委託量は、「再生利用業者への処理委託量」欄及び「認定熱回収業者への処理委託量」欄の双方に記載することとなるのですか。 |
|  | 廃棄物処理法上、再生利用と熱回収は、別の概念として整理されています。これは、廃棄物の処理も含めた基本法である循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における整理に基づくものです。そのため、認定熱回収業者に処理を委託した場合には、「認定熱回収業者への処理委託量」欄にのみ記載することとなります。 |

※　法の特別管理産業廃棄物の場合は「50トン」に、条例の普通産業廃棄物の場合は「500トン」に読み替えてください。